

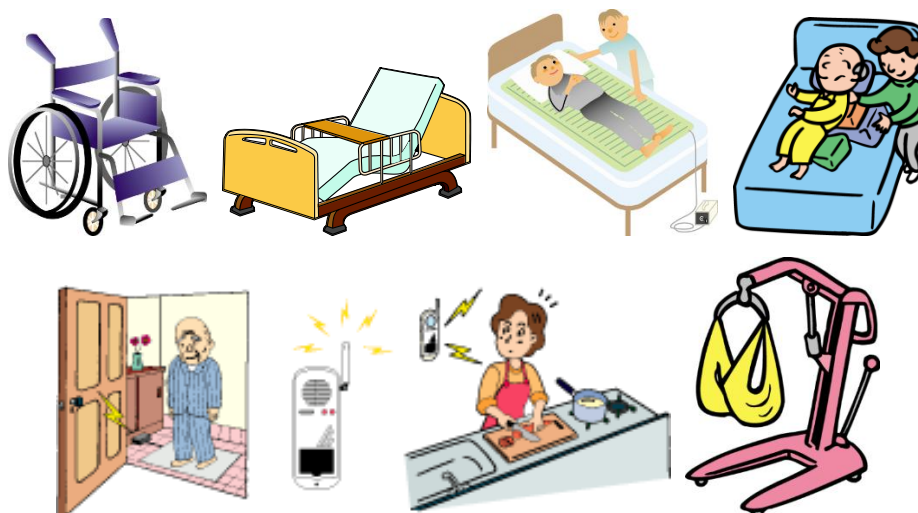
軽度者への福祉用具貸与の手引き

令和8年3月

延岡市

1 趣旨

要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費及び、要支援1及び要支援2の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下、「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できません。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しても、原則として算定できません。



要介護1、要支援1及び要支援2の者は原則として、貸与を受けられません！

ただし、利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当する者（厚生労働大臣が定める者）について、軽度者（要介護1、要支援1及び要支援2の者）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について（介護予防）福祉用具貸与費の算定が可能であり、これを「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付」と言います。

このたび、このような手引きをまとめましたが、従来からの厚生労働省解釈通知（社会保険研究所編「令和6年4月版 介護報酬の解釈 1単位数表編（青本）531～540ページ、1326～1328ページ参照」）をもとに作成しており、従来からの取り扱いに変更はありません。

2 要介護認定の確認及びアセスメントの実施

次の場合に、介護支援専門員（担当職員）は、要介護認定の確認及びアセスメントを実施します。

- ① 新規に（介護予防）福祉用具貸与の利用を開始しようとするとき
- ② 要介護認定が更新されたとき、区分変更されたとき
- ③ 担当する居宅介護支援（介護予防支援）事業所が変更するなど、事業所として新規に担当するとき

要介護認定の確認は、被保険者証によって確認します。なお、のちに利用者の状態像を

確認する必要があることから、「要介護認定等に係る資料の交付申請書」にて延岡市介護保険課（北方、北浦、北川市民サービス課）に資料交付申請し、審査会資料の交付を受けます。

次に、利用者の居宅を訪問してアセスメントを実施し、課題分析の結果、(介護予防)福祉用具貸与の必要性を把握します。

3 軽度者のうち、例外給付が認められる者の判断基準における判断

2において、軽度者であることを確認し、福祉用具のうちの対象外種目の貸与の必要性が把握されれば、原則としては貸与を受けられないものの、例外給付となる場合があるので、例外給付が認められる者の判断をします。判断基準は次のとおりです（利用者等告示第三十一号のイ）。

対象外種目	貸与が認められる者 (厚生労働大臣が定める者)	可否の判断基準 (該当する基本調査（認定調査）の結果)
車いす 車いす付属品	①日常的に歩行が困難な者	(1-7)歩行「3.できない」
	②日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	-
特殊寝台 特殊寝台付属品	①日常的に起き上がりが困難な者	(1-4)起き上がり「3.できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	(1-3)寝返り「3.できない」
床ずれ防止用具 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	(1-3)寝返り「3.できない」
認知症老人徘徊感知機器	①意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者	①(1)(3-1)意志の伝達「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 (2)(3-2)毎日の日課を理解 (3-3)生年月日や年齢を言う (3-4)短期記憶 (3-5)自分の名前を言う (3-6)今の季節を理解する (3-7)場所の理解 のいずれか「3.できない」 (3)(3-8)徘徊 (3-9)外出すると戻れない (4-1)被害的 (4-2)作話 (4-3)感情が不安定 (4-4)昼夜逆転

		(4-5)同じ話をする (4-6)大声をだす (4-7)介護に抵抗 (4-8)落ち着きなし (4-9)一人で出たがる (4-10)収集癖 (4-11)物や衣類を壊す (4-12)ひどい物忘れ (4-13)独り言・独り笑い (4-14)自分勝手に行動する (4-15)話がまとまらない のいずれか「1.ない」以外 (4)主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている
	②移動において全介助を必要としない者	②(2-2)移動「4.全介助」以外
移動用リフト(つり具の部分を除く。)	①日常的に立ち上がりが困難な者	(1-8)立ち上がり「3.できない」
	②移乗において一部介助や全介助を必要とする者	(2-1)移乗「3.一部介助」又は「4.全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	-
自動排泄処理装置	①排便において全介助を必要とする者	(2-6)排便「4.全介助」
	②移乗において全介助を必要とする者	(2-1)移乗「4.全介助」

判断に当たっては、基本調査の直近の結果つまり、最新の要介護認定における認定調査結果(審査会資料)を用います。

ア 車いす及び車いす付属品

表①か②のいずれかに該当すれば、例外給付が認められる者と判断し、介護支援専門員(担当職員)を中心にサービス担当者会議において必要性を検討したうえで、必要な対象外種目である福祉用具の貸与を受けることができます。

なお、②については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員(担当職員)が必要性を判断し、必要な対象外種目である福祉用具の貸与を受けることができます。この判断の見直しについては、居宅サービス計画(介護予防サービス・支援計画)に記載している必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行います。

※ 電動車いすも「車いす」に位置付けられますが、ハンドル型電動車いす(セニアカー)も車いすに位置付けられることから、上記の取り扱いと同様です。ただし、ハンドル

型電動車いすは運転操作を要し、転倒事故の危険性もあることを慎重に検討する必要があります。

イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品

表①か②のいずれかに該当すれば、例外給付が認められる者と判断し、介護支援専門員（担当職員）を中心にサービス担当者会議において必要性を検討したうえで、必要な対象外種目である福祉用具の貸与を受けることができます。

ウ 床ずれ防止用具

エ 体位変換器

表に該当すれば、例外給付が認められる者と判断し、介護支援専門員（担当職員）を中心にサービス担当者会議において必要性を検討したうえで、必要な対象外種目である福祉用具の貸与を受けることができます。

オ 認知症老人徘徊感知機器

表①の(1)から(4)のいずれかと、②に該当すれば、例外給付が認められる者と判断し、介護支援専門員（担当職員）を中心にサービス担当者会議において必要性を検討したうえで、必要な対象外種目である福祉用具の貸与を受けることができます。

カ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

表①から③のいずれかに該当すれば、例外給付が認められる者と判断し、介護支援専門員（担当職員）を中心にサービス担当者会議において必要性を検討したうえで、必要な対象外種目である福祉用具の貸与を受けることができます。

なお、③については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員（担当職員）が必要性を判断し、必要な対象外種目である福祉用具の貸与を受けることができます。この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載している必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行います。

キ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

表①及び②のいずれにも該当すれば、例外給付が認められる者と判断し、介護支援専門員（担当職員）を中心にサービス担当者会議において必要性を検討したうえで、必要な対象外種目である福祉用具の貸与を受けることができます。

なお、交換部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）については、特定福祉用具販売（購入）の対象品目となります。

4 判断基準以外で、状態像から対象外種目貸与の必要性があると見受けられる者の判断

3の判断基準に該当しない者は、例外給付が認められる者とはなりません。3の判断基準にかかわらず、次のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより（介護予防）福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについては、市が書面

等確実な方法により確認することにより、その可否を判断することができます。これを、例外給付確認申請といいます。

- ① 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「例外給付が認められる者」に該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ② 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「例外給付が認められる者」に該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- ③ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「例外給付が認められる者」に該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

※ 例はあくまで例示であり、例の状態以外の者であっても、①から③の状態であると判断される場合もありうる。

5 例外給付確認申請について

3の判断基準に該当しないものの、4の①から③に該当する者については、例外給付確認申請をすることができます。なお、3の「ア 車いす及び車いす付属品」の表②の者及び「カ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）」の表③の者については、例外給付確認申請することなく、貸与を受けることができます（3参照）。

(1) 例外給付確認申請とは

4の①から③に該当する者であることを医師が医学的所見で確認し、介護支援専門員（担当職員）がサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントによって当該（介護予防）福祉用具貸与の必要性を判断していることを、市が書面等確実な方法により確認するための申請のことをいいます。

(2) 申請書類

- ・軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付確認申請）に係る確認申請書
- ・延岡市医療連携シート（※連携シートにより医師の所見を確認した場合）
- ・居宅サービス計画書第1表、第2表、第3表（※居宅介護支援）
- ・サービス担当者会議の要点第4表（※居宅介護支援）
- ・介護予防サービス・支援計画書（※介護予防支援）
- ・介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）（※介護予防支援）

(3) 申請日

市が例外給付を確認するのは、申請書受理日から要介護認定有効期間の満了日までとなります。したがって、当該福祉用具貸与の算定を開始する日、つまり居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）の開始日以前に市に申請書類を提出し、受理される必要があります。特段の事情なく提出が遅れた場合は、受理日以降分しか例外

給付を認めません、つまり、介護保険給付対象と認めませんので、十分御注意ください。

(4) 申請書類提出先

介護保険課計画指導係

※ 生活保護の2号相当者（64歳以下の者）については、生活福祉課になります。

(5) 申請後の流れ

申請された申請書類は、速やかに市介護保険課が審査します。審査を終えたら、市担当者から、提出された居宅介護支援（介護予防支援）事業所に結果を電話連絡します。また、申請書の写しを、介護保険課（北方・北浦・北川市民サービス課）に設置している事業所ボックスに投函します。市が確認することによって、例外給付による福祉用具貸与を認定有効期間中は継続することができます。なお、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証する必要があります。

6 例外給付確認申請についてのよくある質問

Q 1 申請書提出や貸与開始が市役所閉庁日（土曜、日曜、祝祭日、年末年始）になる場合は、どうなるか。

A 1 翌開庁日に提出されれば、直前の開庁日まで遡及して確認します。

Q 2 急な福祉用具貸与導入となり、明日には貸与開始となるために本日サービス担当者会議を開催するが、とても市役所開庁時間に提出できそうにないが。

A 2 翌日の提出となっても、前日に遡及して確認します。心配であれば、電話にて市まで御一報ください。

Q 3 がん患者が急に退院するなど、緊急の福祉用具貸与導入となるが、とても貸与開始までに書類をそろえられないが。

A 3 事前に電話にて市まで御一報ください。後日、申請書類を提出いただければ、事前連絡日を受理日として確認します。事前連絡がなければ、貸与開始日からの例外給付を認めません。

Q 4 緊急の導入ではないが、医師からの所見（医療連携シート）の確認が遅れており、貸与開始日までに申請書類をそろえて提出できないが。

A 4 この場合も、電話にて市まで御一報ください。後日、申請書類がそろった時点で提出いただければ、事前連絡日を受理日として確認します。なお、こうならないよう、医師からの所見（医療連携シート）は早めに依頼しておいてください。

Q 5 要介護更新認定時における留意事項は。

A 5 現在、要介護2以上の者であっても、更新認定によって要介護1以下の軽度者にな

る可能性があります。要介護2以上で対象外種目を貸与している場合、軽度者になれば新たに例外給付確認申請が必要となります。更新認定の進捗状況や一次判定結果などを市認定係に確認しておき、軽度者になった場合の確認申請に備えておいてください。

Q 6 要介護更新認定によって軽度者になるかもしれないことに備えておきたいが、認定審査が遅れており、認定有効期間満了日以降は暫定利用による貸与となりそうだが、この場合の手続きの流れはどうなるか。

A 6 暫定利用であっても、認定有効期間満了日までにサービス担当者会議から計画書同意に至るまでの一連の流れは変わりません。軽度者となることが濃厚であれば、満了日までに例外給付確認申請できるよう、準備してください。なお、軽度者になるかどうか判然としない場合は、事前に市計画指導係まで御相談ください。

Q 7 認定結果が要介護1か要支援かのいずれにもなる可能性があるために、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の両方で動いているが、この場合、例外給付確認申請はどちらかがあるいは両方が手続きする必要があるのか。

A 7 どちらか一方の事業所から書類提出してください。認定結果が他方の事業所担当となった場合は、書類一式を他方の事業所が保管してください。

Q 8 担当する居宅介護支援事業所が変更となる場合、あらためての確認申請が必要か。

A 8 変更後の居宅介護支援事業所は、アセスメントから居宅サービス計画の同意に至る一連の流れを経る必要がありますが、変更前の事業所から書類の引継ぎが確実になされたうえでのケアマネジメントとなっていれば、例外給付確認が継続しているものとし、あらためて確認申請する必要はありません。

Q 9 居宅サービス計画を見直して変更した場合や、同一種目の福祉用具だが、品目を変更する場合は、例外給付確認申請する必要があるか。

A 9 一度確認した例外給付確認は、認定有効期間満了日まで継続することから、居宅サービス計画を変更しても確認申請する必要はありません。品目を変更する場合も、同一種目であれば、確認申請する必要はありません。